

第七十七回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第十二号

昭和五十一年五月十八日(火曜日)

午前十時三分開議

出席委員

委員長 大竹 太郎君

理事 小島 徹三君

理事 田中 覚君

理事 横山 利秋君

理事 諫山 博君

小坂徳三郎君

早川 崇君

早稻田柳右門君

青柳 盛雄君

山田 太郎君

出席國務大臣

法務 大臣 稻葉 修君

出席政府委員

法務政務次官 中山 利生君

法務大臣官房長 藤島 昭君

法務省民事局長 香川 保一君

委員外の出席者

議員 横山 利秋君

議 員 家弓 吉己君

委員の異動

五月十七日

辞任

松永 光君

稲葉 誠一君

同日

辞任

木村 武雄君

同日

同月十八日

辞任

佐々木良作君

補欠選任

木村 武雄君

横山 利秋君

同日

補欠選任

松永 光君

同日

補欠選任

玉置 一徳君

同日

辞任

玉置 一徳君

同日

理事稲葉誠一君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

補欠選任

佐々木良作君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

おいて指名するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○大竹委員長 御異議なしと認めます。よって、

横山利秋君を理事に指名いたします。

○大竹委員長 内閣提出、民法等の一部を改正す

る法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。青柳盛雄君。

○青柳委員 最初に、民法そのものの改正の案の

ある点についてお尋ねしたいと思ひます。

それは、離婚等によりまして復氏した後に、一

定の期間内にその妻または夫、つまり婚姻によつ

て姓が変わった人が届け出をすれば婚姻中の姓、

氏を名づけることができる、この制度であります。

これはいろいろの事情からそういう要求が出てき

たのを参酌して設けられたものだと思いますが、

まず一点は、もしこの制度を貫くとするならば、

一遍旧姓に戻つて、それから後にまた婚姻中の姓

に戻る。戻るといふのか、再びそれになるという

ような二重の手数をしないで、離婚の際に直ちに

その届け出をすることによつて、旧姓に復すること

というようにすることがなくとも済むというように

は考えられないかどうか、まずこの点をお尋ねし

たいと思ひます。

○香川政府委員 これは、一たん婚姻前の氏に復

しまして、それから三カ月以内に戸籍法の定める

ところによつて届け出ることによつて婚姻中の

氏を称することができ、かようにいたしておる

わけでございます。理論的に申しますと、婚姻

中の氏を称するといふ意味は、厳密な意味の氏の

定義から申しますと同一の氏ではない、呼称が同

一であるといふふうな構成に相なるかと思ひ

てあります。

さような意味で、いま御質問のように、離婚と

同時に婚姻中の氏を称するということにしてはど

うかということでございますが、理論的には、そ

のまま婚姻中の氏が継続するといふ考えではなく

て、瞬間的ではございませうけれども婚姻前の氏に

復して、途端に婚姻中の氏を呼称として称する、

こういうふうなことになるわけでございます。も

ちろんいまおっしゃるような、離婚と同時に瞬間

的にではありますけれども婚姻中の氏を称するとい

ふふうなことも考えられるわけでありまして、

實際問題といたしまして婚姻中の氏をそのまま、

性質は同一の呼称である婚姻中の氏を称すること

について、常にすべての人についてそういうふう

にするといふ必要性もないと思はれるのでありま

す。通常の場合は、離婚いたしましたれば当然復氏

して実家の氏を称するといふのが恐らくは大半で

あらうと思ひますし、必要のある場合に限つて婚

姻中の氏を称するといふふうなことになりますの

で、その間にやはり選択の余地を残す必要がある

といふことが一つでございます。

それから真にそういう婚姻中の氏を称する必要

性がある場合には、離婚の届けと一緒に婚姻中の

氏を称するといふ届けもなされることに相なるう

かと思ひますので、手続的には、離婚と同時に婚

姻中の氏を称するといふことがなされるというこ

とで事実上継続するといふふうな結果にならうか

と思ひますので、そういう意味からすべての場合

について当然に婚姻中の氏を称するといふふうな

手続にはいたしていいまい、こういう趣旨でござ

います。

○青柳委員 たてまえが現行法のように、戻ると

が原則だ、だからたまたま婚姻中の氏を名のると

いうのは、それに戻つたといふことではなくて、

新しくそういう姓をつくつたといふふうな理解の

仕方であるならば、いまの説明でも筋は通ると思

ひます。

○大竹委員長 これより会議を開きます。

この際、理事稲葉誠一君が委員を辞任されたこと

に伴い、理事が一人欠員となつております。その

補欠選任につきましては、先例により、委員長に

補欠選任

もうすでに他の委員から質問がありましたので、重複することは避けませんが、世間で戸籍公開の原則といふような言葉が使われております。原則と云うといかにもいかめしくて、人類普遍の原理を反映するもののような感じがいたしますが、他国の例などを見ますと、必ずしも日本の戸籍制度とは同じではありませんが、身分を登録し、それはだれでも自由に知ることができるといふこともないようでありまして、そうすると、人類普遍の原理などという大げさな話にはなりませんけれども、日本でも七十年以上も公開をされていくわけでありまして、そこで公開の原則といふような言葉も使われるようになったと思ひますけれども、ここで余り長い時間を必要として質問してゐるわけではございませんが、日本の戸籍制度で、従来は公開がされていなかったのに、明治三十年何年かに公開されるようになった、その経緯というものはどういうことだったのでしょうか。

○香川政府委員 いろいろ調査いたしました、確かなかような理由、経緯でこうなつたといふような文獻は遺憾ながらちよつとなひのごさいますけれども、最も考えられる大きな理由は、近代民法が制定されて、そしてその民法の实体法を左右すると申しますか、その要件的な身分関係の重要事項が戸籍に登録されるということになります。民法上のいろいろな身分行為、あるいは取引の安全の保護といふふうなことから戸籍を公開して、さういふ法律行為の適正、円滑な処置を考へるにしよう、こゝういふふうな配慮が一番強く働いたのではないだらうかといふふうな考えられるわけでございます。

○青柳委員 法律行為の中にはいろいろございしますが、人間関係でありますから、いわゆる商取引といひますか、さういふ民法上あるいは商法上の取引の安全のために相手方の身分関係を知つておく方がよろしいといふ自由主義経済の立場から、公開といふのは要請されると私は思ひます。同時に、婚姻とか養子縁組とかいふような場合にも、相手方の身分関係を事前によく知つて、そ

して婚姻すべきか養子縁組をすべきかといふようなことを自由な判断で決定する。十分な情報を得ないままでは、後で大変な後悔をするといふことは意味のあることではございませんから、そこで情報収集の方法にはいろいろありましようけれども、国家が身分を登録し公表してゐる、それを見れば、本人が黙秘しておつたり、あるいは偽りを述べてゐることが直ちに判明する、したがつて、だまされることもない、仲人など信用してうかうか婚姻してしまふ、養子縁組してしまふといふようなことも防げるという点で、婚姻あるいは養子縁組を自由なものとするためにも公開は必要ではないかといふふうな考えを述べます。

身分関係について国家が情報を独占し、国家の行政目的その他のことだけに利用するといふことも民主的ではないといふようなことも言われておりますので、この点は七十年の間にほとんど問題にされなかつたのではないかと、それが最近問題にされ、そしてこゝういふ法制になるに至つた、その経緯を簡単に説明していただきたいと思ひます。

○香川政府委員 戦後におきまして、人権思想も戦前に比して一般に普及いたしますと同時に、率直に申し上げまして、戦前はさほど人権侵害的に考へなかつた事象も、戦後におきましては、人権思想の高揚と比例的にさういふ事象が人権侵害といふことで国民に意識されるというふうになつてまいりました。そのうらはらといひましたるに、戸籍の公開の制度を他人のプライバシーの侵害あるいは人権侵害のおそれにつながるようなものを利用してゐたわけでありまして、もとより戦後、新戸籍法の制定と申し上げていいかと思ひますが、昭和二十二年だと思ひますが、国会に新戸籍法を提案しました政府原案も、実は正当な理由がある場合に限つて戸籍の公開がなされるというふうなことであつたわけでありまして、その当時のおきましては、さほど戸籍公開を悪用しての人の権侵害等の事象が多くございせんのでしたので、国会において修正されて、現行法のような

全面的公開ということになつておるわけでございます。

さうなことから、法務省といひまして、戸籍の公開制度そのものを再検討しておつたわけでございますが、外国の立法例で、日本のように全面的公開といふふうな制度をとつておる国は皆無でございます。むしろ非常に厳しい公開制限をしておるのが実態でございます。

さういふこともございまして、一昨年、法務大臣の諮問機関でございます民事行政審議会に、この戸籍法の再検討ということに公開制限の問題も含めまして諮問がなされまして、一年間にわたり各層の委員の間で議論されまして、昨年の二月に答申がなされました。

その答申によりまして、戸籍の公開はやはり制限すべきである、戸籍制度は身分関係を公証する唯一の制度であるわけでありまうけれども、それはあくまでも国民の身分行為あるいは取引等の法律行為の適正、円滑といふふうな観点から公開すべきであつて、人のいんわばプライバシーをあばき立てて人権じゅうりんにつながるような行為をするといふふうなことで公開を許すべきでないといふことは当然だといふふうなことで、公開制限の答申がされたわけでございます。

そのような経緯によりまして、一年間、いろいろ現実の戸籍事務を管掌しております市町村長の意見等も十分聞きまして、今回の法案提出に至つた、かような経緯でございます。

○青柳委員 経緯はいま御説明のようなものであつて、要は、公開することが国民のプライバシーを侵害することにつながるおそれがある、したがつて、これを無制限にしておいたら、いつ何となくプライバシーが侵害されるかわからないといふことから今度のような改正に至つたといふ経緯はわかりまうが、プライバシーの侵害といふ場合、明らかに名誉棄損を構成するようなものであるならばもう問題外でありまして、公開を制限してみても脱法行為としてさういふ不法な挙に出るわけでありまうから、いろいろな方法で情報を得ること

はできるでしようし、これは防ぎ切れない。しかしさういふ悪意がなくて、まさに婚姻の相手の従来の状況を知る、その中には前に婚姻を離婚したことがあるのか、あるいは死亡によつて婚姻が解消していることがあるのか、さらにはどういふような直系卑属がそこに存在するのか、さういふたようなことを公的機関によつて認証されたものを見ることによつて知るといふようなことは、決して名誉棄損を行おうといふような悪意から出たものではない。一方、相手方にしてみても、それを秘匿して再婚しようといふようなことは毛頭考へておらないといふときには、何らトラブルはないわけでありまうけれども、あくまでもそんなものは知られたくないのだ、離婚歴などといふものは、大体自分と結婚しようといふ人間が知ること自体けしからぬのだといふようなことであるとすれば、こちらは善意であつても、これはプライバシー侵害だといふふうなことになるのかどうか。

この辺のところ、プライバシーの侵害を防止するといつても悪意の場合と善意の場合とあるわけでありまうから、その善意も、たとえば部落差別はいひものだと思つてゐるような無知、非民主的なものによる善意、これは社会的にも決して好ましい現象ではないので、それはまた説得その他の方法で防止すべきだと思ひますけれども、善意の一種の善意といふ場合もあり得るわけでも、それのすべてが社会道徳に合致するとは限りませんから、さういふ部落差別のようなことが正しいのだと思つてゐるおくれた意識そのものも悪意だといふふうには言ひ切れなひわけでありまうが、いずれにしても、プライバシーの保護といふ場合、侵害するものは不法性を持ったもの、悪意を持ったものでなければならぬのかどうか。さういふものだけは防止するのだ、それ以外のものは別に侵害とはいへないから防止しないことにするの、その点はいかがでしようか。

○香川政府委員 既成の実定法上のと申しますか、不法行為とか、あるいは犯罪行為といふふうなことを物差しにしてプライバシーの侵害とか人

人の印らしきものが押してあるということになりますと、大半の場合には、それで本人からの請求だということで処理されるのではなからうかというふうに思いますが、これは相対的な問題でありまして、ほとんどの場合には、そんな他人の印章まで偽造してそういうことをやるということとは通常考えられませんので、そういう扱いになることもあろうかと思えますけれども、他方、やはり当該請求される戸籍とにらみ合わせまして、非常に悪用されるおそれもあるというふうなときには、さらに本人の印鑑証明書がなければだめだというふうな扱いにならざるを得ない場合も出てくるのではなからうかというふうに考えますが、その辺のところは非常にむずかしい問題でございまして、やはり市町村長が運用をされる場合に、先ほども申しましたように、いろいろの場合を想定いたしまして協議を重ねて、また実例も積み重ねて、円滑な処理がされるように持っていきたいというふうに考えておるわけでございます。

郵送の場合の、本人であるかどうかの確かめというのは、これはほかの、たとえば登記の申請手続の場合にもあるわけでございまして、厳密に考えれば、非常にむずかしい問題をばらんでおるといふふうに考えております。

○青柳委員 登記は公開が原則でございまして、郵便で請求しても別に問題ありませんが、戸籍については、正当な理由がなければ謄抄本の請求はできないという、言ってみれば、公開の原則に対する重大な制限が加わるわけでありますから、その重大な制限を逸脱するようなことがあつてはならないということになれば、従来、戸籍の請求などは手紙で何々さんの戸籍を下さいという、判こなんか一つも押さずに郵便切手などを同封してやれば、それですぐ返事が来るということでありましたが、今度は、請求書というふうな書式のものに署名捺印をするというふうなことで要求するかどうか、これはなかなかむずかしい問題を含んでいると思ひますので、一層研究を必要とするのじゃないかというふうに思ひます。

そこで、時間の関係もありますから、余り細かな点まで行きませんが、弁護士とか税理士とか司法書士とか行政書士とか家屋調査士、そういったような人たちは請求の理由は問わない。その職業上の地位を明らかにすることによって、請求の理由などは何であるかということとはあえてせんざいせずに、無条件に交付する制度のように私は理解したのでありますが、その点はどうでしょう。

○香川政府委員 そのとおりでございまして。

○青柳委員 その場合、資格証明書のようなものを提示するとか、また郵便で請求する場合にそういうものを同封してやるとか、そういうことを必要としますか。

○香川政府委員 ただいまのところ、資格証明書を同封するとか提示するというふうなことは考えていないわけでありまして、一般的に、そういう身分を偽って請求して謄抄本の交付を受けたという場合の過料の制裁規定を新たに設けておりましたが、これがどこまで抑止的な効果を持つかは疑問がございまして、余りまたこれを常に資格証明書、身分証明書の提示を要求するというふうなことになるかと、非常に複雑にもなりますので、そこは国民の良識に期待すると申します。か、実際問題として、さような悪質な事例が絶無とは考えられませんけれども、それを防止するために、一般的に厳格な公式手続を要求するということになりまして、かえって全体としてマイナスではなからうかというふうなことも配慮せざるを得ないと思うのでありまして、この辺のところの取り扱いも十分配慮いたしまして、たとえば各市町村と司法書士会等との間で連携を保ちまして、会員である司法書士の名簿を市町村に出しておくと、そういうふうなことで調査ができるような手だても一つの方法ではなからうかというふうにも考えておりますけれども、そこまでしなければならぬかどうか、その辺のところをさらに検討してまいりたいというふうに考えております。

○青柳委員 このほかに、いわゆる秘密探偵とか興信所とかいうようないろいろの身元調査をする

機関、営業としてする機関がありますが、そういう者が請求する場合、それから新聞や雑誌などの取材活動を行う場合、当然、戸籍の記載内容を知らなければその業務も行えないわけであります。が、こういうもののスムーズな業務の遂行を妨げるようなことがないかどうか。つまり、紙一重でございまして、この情報収集活動はプライバシー侵害に通ずるおそれは常識的に想像できるわけですが、だから、もう一切そういうものは許さないということであれば、これは別問題でありますけれども、それではまた大問題になってまいりますので、業者、業界、それからいまのマスコミ関係などは重大な関心を持っていると思ひます。この点いかがですか。

○香川政府委員 要は、請求の目的が不当であるかどうかということの価値判断になるわけでございまして、いまおっしゃったように、秘密探偵社とか等のそういった他人の身分関係その他を調査することを職業としておる場合には、過去の実績から考えまして、えてしてプライバシーの侵害になるおそれがあるわけでございまして、依頼者との間で調査した事項をそのまま伝達して、そこでそのまま外に公表されないということでありまして、まだ弊害はないわけでありまして、これをいたずらに一般に公表して本人のプライバシーを侵害するといふふうなことになるまいれば、やはり好ましいことではないわけでございまして、さような点をできれば戸籍公開の制限のところでチェックできるものはすべきだということになるわけでございまして、したがって、その辺のところを、「不当な目的による」ということの価値判断が非常にむずかしい面はあろうかと思ひますけれども、探偵社とかあるいは一般の週刊誌等の取材といふふうなことで関連の戸籍を多く調査するといふふうなことになるかと、市町村長としては、やはり不当な目的によるものではないかという疑いを持たざるを得ない、したがってその取り扱いには慎重にならざるを得ないといふふうに考えるわけでございまして。

○青柳委員 これがトラブルのもとにならないければ幸いですが、脱法行為として、たとえば興信所のような、秘密探偵のようなものが、先ほど話に出ました弁護士とか税理士とかそういったような特殊の地位を持っているがゆえに何ら請求の理由を明らかにせずしてもらえる人、そういう者と特約を結んでおつてあちらこちらからそういう人を通じて手に入れる。これは決して正当なやり方ではないわけでありまして、それで問題を解決するということでは、この制度は余り実益がないといひます。プライバシー防止の制度だと言つていても、抜け道をそういう特殊な業務に携わる者には与えておくということによって、それを使つてやられてしまう。これでは全く首尾一貫せぬことになるわけでありまして、それを防止するすべがどうも余りはつきりしないということになると、この制度は果たして前進と言へるのか、どうなのか。プライバシー防止というたてまえは非常にりっぱだけれども、裏道がちゃんとできておる。もつとも特約を結ばれたその職業上の特別な地位を持っている人ですね、そういう者の不道徳というのは職業倫理からいって批判の対象になることは当然でありますから、そういうことを予想することがおかしいのだと言われてしまうと、まさに予想する方がひねくれた物の見方かもしれませんが、世間ではこんなものをつくつたってプライバシー侵害をやろうとすればその手は幾らでもあるのだよなんというふうなことを悟つたように言つておりますものですか、そうだとすると、これは問題だということに思ひます。

それからもう一つは、そういうことを神経質に考えるがゆえにむやみやたらに制限をしていく、本人以外は事実上拒否に等しいのだということになってしまつても、これまた大問題ということになるわけでありまして、いずれにしてもこの制度の改正は非常に問題を含んでいると私も考えております。そこで、もう一点だけお尋ねして、私は終わります。

います。

養子の場合の離縁の復氏に対する例外措置を設けていないのはなぜかということをごさいます。これはいろいろ必要性のある場合もございすけれども、ただいま法制審議会の民法部会身分法小委員会におきまして養子制度全般についていろいろ論議されておるわけでございまして、まさにこの養子縁組の離縁の場合の復氏の問題もそれと重要に関連を持っておるものでございすので、同じような必要性はありながら、やはり養子制度自身の全面的な再検討のところの一環としてこの問題もあわせて議論していただきたいというふうなことでしばらく見送っておるわけでございす。

○諫山委員 時間が限られておりますから詳しい論議はできませんが、婚姻中の姓のまま旧姓かを自由に選択できるという問題が提起されたのは、すでに弊害が生じているからこれを是正しようということからだったと思います。そうすると、この弊害が苦しんでいる人たち、とりわけ女性の立場を救済するためには、やはり過去にさかのぼらせる必要があるというふうに私たちは考えております。また養子の場合、どこまでこれを認めるべきかという問題があるんですが、私たちの改正案では、成人である養子の離縁という限定をつけました。これは将来の課題として検討されるそうですから、ぜひ私たちの改正案を、改正案を精密に調査いただきたいと思ひます。

次に、離婚訴訟の場合の裁判管轄、これもさまざまな弊害が生じているわけで、これを改めようとする立場にもちろん私たちは賛成で、私たちの改正案も同じような立場をとっております。

次に、当然手がつけられなければならないのは相続分の改正だと思ひます。私たちは、たとえば配偶者と子が相続人である場合、現在は配偶者三分の一、子が三分の二であるのを、配偶者二分の一、子が二分の一というふうに変へべきだと考えております。配偶者と直系尊属の場合は、現在配偶者二分の一、直系尊属二分の一ですが、これを

配偶者三分の二、直系尊属三分の一に改めるべきだと主張してあります。配偶者と兄弟姉妹が相続人である場合は、現在は配偶者三分の二、兄弟姉妹三分の一ですが、これを配偶者十割にする、そして兄弟姉妹の相続権というものは、他に相続人がいない場合にのみ認めたらどうかという立場で法案大綱を発表したし、すでに国会に出してあります。この点はすでに前回幾らか論議されたようですが、将来こういう方向で検討する余地があるのかどうか。それとも当分の問題には手をつけないのか。私たちの改正案との関係で簡単に説明してくだされ。簡単に結構です。

○香川政府委員 いまお示しの意見、考え方も一つの考え方として、現在法制審議会の民法部会身分法小委員会で検討されておるわけでございす。これは私どももいたしましては、身分法の分野で法制審議会で検討する事項が多々あるわけでございすけれども、相続関係についてはできるだけ早く結論を得るようというところでやっておるわけでございす。率直に申し上げますと、一般の国民の意識が一体どういふことを望んでおられるかということ把握することが基礎でございす。私は、個人的な見解で恐縮でございすけれども、単に二分の一とか三分の一とかいうふうな画一的なやり方だけでは事足りないのじゃないか。つまり、借金がある場合に、仮に三分の二を相続するとなれば三分の二の借金も相続しなければならぬということにもなりますし、また財産によりましては、現に居住しておる家屋の相続関係というふうなものは単に二分の一とか三分の二とかいうことではなしに、そこに住む必要性のある人に相続させるというふうなこともやはり必要でなからうか。

そういう意味でいろいろの場合を考えまして、もう少し相続法としてはきめの細かい規定を設ける必要があるのではないかとこのように考えておりますが、いまお示しの案も一つの案として現に身分法小委員会で検討されておるわけでございまして、できるだけ早急に結論を出していただ

きたいというふうに考えております。

○諫山委員 いまの問題も検討中ですが、そうから深入りはいたしません。ただ、婦人団体などが婦人の地位の向上、妻の地位の向上ということで非常に関心を寄せているのはこの問題です。妻と子の関係をどう見るのか、妻と親の関係をどう見るのか、こういういわば家族関係の基本に触れる問題で、ぜひ私たちの改正案を十分検討しながら作業を進めていただきたいと思ひます。

次に、嫡出子、非嫡出子の法定相続分を平等にすべきだという改正案を提出しました。これもさうざん論議されたところで、学界ではほとんど異論を見ないのではないかと思うのですが、なぜこれが取り入れられていないのか。さらに、これを取り入れる検討がされているのかどうか、御説明くだされ。

○香川政府委員 嫡出子と非嫡出子の子供が生まれます前に、まあきわめて冷ややかにと申しますか考えますと、おっしゃるような相続分を平等にすべきだという議論も十分成立立つと思ひます。しかし、これも先ほど申しましたように一般的に全く平等にするということが果たして国民感情に合致するかどうかというふうなことも十分考えなければならぬわけであります。これも法制審議会の議論では、必ずしも平等にすべきだという意見が多いわけではございませんで、いろいろの考え方があつてまだ結論を得ていないというところでございますので、いましばらくお待ち願ひたいと思ひます。

○諫山委員 生まれた子供に罪はないという言葉でこの問題は説明されているのですが、ぜひ私たちの改正案を取り入れる立場で検討していただきたいと思ひます。

次の問題は、配偶者の寄与分です。これも学界ですばいぶ議論されています。私たちの法案大綱では、特別の役割をした相続人は相続のときに相続分にプラスして寄与分を認められるようにします。さらに、相続の場合と同様、離婚の際の財産分与に配偶者の寄与分が認められるようにしま

す、こういう立場で法案を提出してあります。これも当然取り入れるか入れないかということが論議されていることと思ひますが、どうなっていますか。

○香川政府委員 相続分の画一的な決め方と関連いたしまして、いまの寄与分の制度も十分検討すべきことだということで法制審議会で検討中でございます。結局寄与分の制度を設けますと、現在の家庭裁判所を煩わすことになるわけでございまして、なかなかこの問題も、抽象的にはおっしゃる通りでございますけれども、実際の運用はいろいろむずかしい問題がございすので、さうな運用面もあわせて検討されておる最中でございす。

○諫山委員 この寄与分は、私たちの改正案では配偶者ということになっているのですが、現実の運用ではやはり妻の地位を向上させるという役割りを果たすと思ひます。ぜひ検討していただきたい。

さらに相続税法の問題です。私たちは次のような法案要綱を発表してあります。居住用資産を夫婦間で贈与した場合、現行では結婚後二十年以上たった夫婦に限って贈与財産から一千万円を控除して贈与税をかけることになっております。これを結婚後十年以上に短縮するとともに、十年以下であっても結婚期間に比例する控除を行うように改めます。これは非常に現実的な問題です。夫婦間で財産をやりとりする場合に、莫大な税金を取られるか取られないかという問題で直接的には税法の問題ですが、妻の地位を向上するという点で緊急に解決を迫られている問題です。これは当然大蔵省でも検討してあると思ひますが、法務省ではどうなんでしょう。

○香川政府委員 ただいまの御指摘の問題のみならず、相続分を決めるに当たりまして、やはり相続税法と実際問題としては非常に関連を持ってまいりますので、法制審議会で議論する過程におきまして、大蔵当局の意見も十分聞き、また私どもの希望も申し述べて善処していただくように配

慮したい、かように考えております。

○藤山委員 私たちが国会に提出している民法改正案というのは、民法の抜本的な改正、全面的な改正と言うより、当面緊急に解決を迫られている幾つかの問題、とりわけ妻の地位を向上させるという立場からの改正案です。そういう点から見ると、政府の提出した改正案に私たちは賛成ではありませんが、もともと多面的な改正をすべきではないかという立場から私たちの意見を述べたわけでは、この点は、これで当面民法の改正は一段落ということではなくて、これからずっと継続的に改正が続けられる予定のようですから、ぜひ私たちの積極的な提案を検討し、受け入れていただきたいということを要望します。

さらに戸籍法の改正です。この問題については私も詳細に質問したし、青柳委員からも質問がありました。私は一番最初に述べましたように、この改正案に賛成だとか反対だとかいう立場から質問するのはなくして、改正案の中に含まれている疑義をただしたいという立場から質問しました。いろいろな疑義があるということを感じたわけでは、この点は青柳委員の質問も同様だったと思います。賛成とか反対という立場ではなくして、これにはこういう問題はないのかという疑義をただすという立場からの質問です。

そこで、この戸籍法改正をどう見るのかというのはなかなか複雑な問題です。戸籍公開を制限することの是非については社会的にもまだ確たる合意ができていないと言えないと思います。解明されなければならぬ問題が幾つもあります。ですから私たちは、この戸籍法の改正部分については賛否の態度を留保したいと考えております。しかし今度の民法改正、これは不十分ではあるけれども現行法より明らかに一歩前進ですから、私たちは賛成したい。しかし、これで足りるものではなくして、もともととりっぱな民法につくりかえていくべきではないのかというのが私たちの党の正式な態度です。

このことを表明して、質問を終わります。

○大竹委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○大竹委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

○大竹委員長 御異議ありませんか。

〔賛成者起立〕

○大竹委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○大竹委員長 御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○大竹委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○大竹委員長 次に、横山利秋君外各提出の政治亡命者保護法案を議題とし、提出者から趣旨の説明を聴取いたします。横山利秋君。

政治亡命者保護法案

〔本号末尾に掲載〕

○横山議員 ただいま議題となりました日本社会党提案の政治亡命者保護法案について、提案者を代表し、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

すでに御承知のように、国際的に一九五一年の難民条約があり、わが国も速やかにその批准をすべく強く求められているのであります。数年来、わが国に庇護を求めて入国した外国人

や強制送還を拒否して訴訟を起こした外国人などがあり、その都度政治問題化しております。わが党は四十四年この課題にたえて、国会に法案を提案いたしました。成立に至りませんでした。今回六十五カ国に及ぶ難民条約加入国の増加等、国際情勢の変化にもかかわらず、新たな検討を加え、本法案を提出した次第であります。

以下法案の概要について説明申し上げます。

第一に、法の目的として世界人権宣言第十四条の規定の趣旨にかんがみ、政治亡命者の保護を図るため、これに対する在留資格の付与その他必要な事項について、出入国管理令等の特例を定めることとしております。

第二に、政治亡命者の定義は難民条約と同様とし、人権、宗教、国籍、特定の社会的集団への所属、または政治的思想を理由として自国において迫害を受けるおそれがあるため、自国の外にあり、自国の保護を受けることができず、または自国の保護を受けることを望まない者としております。

第三に、本邦にある外国人は永住許可者を除き、すべて政治亡命者としての在留資格の取得ができるものとし不法入国者、不法残留者なども法務大臣へ申請することによって、在留資格を取得できることとしております。

第四に、申請に対する許可または不許可の処分があるまでの間、不許可の処分に対する出訴期間、及び当該処分についての取り消し訴訟の係属中は本邦から退去させることができないものとしております。

第五に、政治亡命者といえども一定の場合には退去強制を求めるものとしておりますが、その事由は出入国管理令二十四条に比して著しく限定しております。

第六に、右の場合の送還先については本人の国籍国でなく、本人の希望する国としてあります。

第七に、政治亡命者としての在留資格を取得した者については、当該在留資格の取得前の不法入国等の行為は処罰しないものとしております。

その他、在留資格の変更、更新など所要の規定をしております。

一九四八年の世界人権宣言は、人類の基本的権利と自由を平等に享受することを明らかにし、国連はあらゆる機会に難民に対し深い関心を示し、この基本的権利と自由を可能な限り最大限に難民に与えようと努力し、また難民の地位に関する国際条約の批准を全世界に求めています。

近代国家としてわが国がいまもお、世界の趨勢にかかわらず難民条約の批准を怠り、国会に条約等を提出しないことは遺憾なことと言わなければなりません。

この際、政治亡命者の在留資格など最小限度の要点について難民条約の批准前といえども法定することが緊要と考え、本法案を提出した次第であります。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同を賜らんとをお願い申し上げます。

○大竹委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本案の質疑は後日に譲ることといたします。次回は、明十九日午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時三十六分散会

政治亡命者保護法案

政治亡命者保護法

〔目的〕

第一条 この法律は、世界人権宣言第十四条の規定の趣旨にかんがみ、政治亡命者の保護を図るため、これに対する在留資格の付与その他必要な事項について、出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）等の特例を定めることを目的とする。

〔定義〕

第二条 この法律において「政治亡命者」とは、人種、宗教、国籍、特定の社会的集団への所属

又は政治的思想を理由として自国（国籍の属する国（国籍を有しない者にあつては、以前に常時居住していた国）をいう。以下同じ。）において迫害を受けるおそれがあると認めに足りる相当の理由があるため、自国の外にあり、自国の保護を受けることができず、又は自国の保護を受けることを望まない者であつて次の各号の一に該当しないものをいう。ただし、その者が二以上の自国を有する場合において、そのいずれかの自国の保護を受けられるときは、この限りでない。

一 平和に対する罪、戦時犯罪若しくは人道に反する罪又は重大な非政治的犯罪を犯した者
二 国際連合の目的及び原則に反する行為をした者

（政治亡命者としての在留資格）

第三条 本邦にある外国人（出入国管理令に定める外国人をい、同令第四条第一項第十四号に該当する者としての在留資格を有する者を除く。以下同じ。）は、この法律の定めるところにより、政治亡命者としての在留資格（外国人が政治亡命者として本邦に在留することができ資格をいう。以下同じ。）を取得することができる。

（政治亡命者としての在留資格への変更）

第四条 出入国管理令第四条第一項各号の一に該当する者としての在留資格を有する外国人は、その者の有する当該在留資格の政治亡命者としての在留資格への変更を受けることができる。

2 前項の規定により政治亡命者としての在留資格への変更を受けようとする外国人は、法務省令で定めるところにより、法務大臣に対し、当該在留資格への変更を申請しなければならぬ。

3 前項の申請があつた場合には、法務大臣は、外務大臣と協議し、当該外国人が政治亡命者であると認めるときは、その政治亡命者の保護に必要な在留期間を定めてこれを許可しなければならぬ。ただし、第九条各号の一に該当して

本邦からの退去を強制された者については、この限りでない。

（政治亡命者としての在留資格の取得）

第五条 出入国管理令第三章に規定する上陸の手續を経ることなく本邦に上陸した外国人その他本邦にある外国人（前条第一項に規定する外国人を除く。）であつて政治亡命者としての在留資格を取得しようとするものは、法務省令で定めるところにより、法務大臣に対し、当該在留資格の取得を申請しなければならない。

2 前項の申請は、当該外国人に対し、出入国管理令第五十一条の規定による退去強制令書が発付された後においては、することができない。

3 第一項の申請があつた場合には、法務大臣は、外務大臣と協議し、当該外国人が政治亡命者であると認めるときは、その政治亡命者の保護に必要な在留期間を定めてこれを許可しなければならない。

4 前条第三項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

（許可書の交付等）
第六条 法務大臣は、第四条第三項本文又は前条第三項の許可をしたときは、当該外国人に対し、法務省令で定めるところにより、政治亡命者としての在留資格及び在留期間を記載した許可書を交付しなければならない。

2 第四条第三項本文の許可を受けた外国人は、法務省令で定めるところにより、法務大臣から、旅券に記載された在留資格及び在留期間のまつ消を受けなければならない。

3 第一項の許可書の交付を受けた外国人は、当該交付を受けた時から、当該許可書に記載された政治亡命者としての在留資格及び在留期間をもつて在留するものとする。

4 法務大臣は、前条第三項の許可をした場合において、当該許可に係る外国人が出入国管理令第五章に規定する手續により収容されているとき（同令第五十四条の規定により仮放免されているときを含む。以下第六項において同じ。）

は、法務省令で定めるところにより、入国審査官、特別審査官又は主任審査官に対し、当該許可をした旨を通知しなければならない。

5 入国審査官、特別審査官又は主任審査官は、前項の通知を受けたときは、直ちに当該外国人を放免しなければならない。

6 法務大臣は、第四条第二項又は前条第一項の申請があつた場合においてこれを許可しないときは、直ちにその旨を当該外国人に通知しなければならない。当該外国人が出入国管理令第五章に規定する手續により収容されているときは、当該主任審査官にも通知しなければならない。

（退去の制限）

第七条 第四条第二項又は第五条第一項の申請をした者については、当該申請に対する許可又は不許可の処分があるまでの間は、本邦から退去させることができない。当該申請に対し不許可の処分があつた場合において次条第一項に規定する期間についても、同様とする。

（不許可の処分の取消しの訴え）

第八条 第四条第二項又は第五条第一項の申請に対し不許可の処分があつた場合においては、当該処分の取消しの訴えは、当該処分の通知を受けた日から三十日以内に提起しなければならない。この期間は、不変期間とする。

2 前条前段の規定は、前項に規定する不許可の処分を受けた者が当該処分の取消しの訴えを提起した場合において、その訴えが係属している間、その者について準用する。

（退去強制）

第九条 政治亡命者としての在留資格を有する者については、出入国管理令第二十四条の規定による退去強制は、その者が当該在留資格を取得した日以後の行為により次の各号の一に該当することとなつた場合に限り、することができ

一 許可書に記載された在留期間を経過して本邦に残留する者

二 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第二章、第三章又は第四章に規定する罪により禁錮以上の刑に処せられた者。ただし、執行猶予の言渡しを受けた者及び同法第七十七条第一項第三号の罪により刑に処せられた者を除く。

三 麻薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）、大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）、あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）又は刑法第十四章に規定する罪により無期又は三年以上の懲役に処せられた者。ただし、執行猶予の言渡しを受けた者を除く。

四 無期又は七年を超える懲役又は禁錮に処せられた者

五 前各号に掲げる者を除くほか、法務大臣において日本国の利益又は公安を著しく害する行為を行つたと認定する者

（送還先）

第十条 政治亡命者としての在留資格を有する者が退去強制を受ける場合には、出入国管理令第五十三条の規定にかかわらず、本人の希望により、同条第二項各号に掲げる国のいずれかに送還されるものとする。

（出入国管理令の規定の適用等）

第十一条 政治亡命者としての在留資格を有する者に対する出入国管理令の規定の適用については、同令第二十条第一項中「第四条第一項第五号から第八号まで、第十号から第十二号まで又は第十五号に該当する者としての在留資格」とあるのは「政治亡命者保護法（昭和五十一年法律第 号）第四条又は第五条の規定による政治亡命者としての在留資格」と、同令第二十一条第三項中「当該外国人が提出した文書により在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができ」とあるのは「外務大臣と協議し、当該外国人が政治亡命者保護法第二条に規定する政治亡命者であると認める限り、その政治亡命

者の保護に必要な在留期間を定めてこれを許可しななければならない」と、同令第二十七條、第三十一條第三項、第三十九條第一項、第四十三條第一項、第四十五條第一項、第四十七條第一項及び第二項、第六十二條第一項並びに第六十三條第一項中「第二十四條各号」とあるのは「政治亡命者保護法第九條各号」とする。

理由

政治亡命者の保護を図るため、在留資格の付与、退去の制限、退去強制事由、罰則その他の事項について出入国管理令等の特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

2 第六條の許可書は、出入国管理令及び外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）の規定の適用については、旅券とみなす。

（罰則の特例）

第十二條 政治亡命者としての在留資格を取得した者の当該在留資格の取得前の行為については、出入国管理令第七十條第一号から第三号まで及び第七号の規定は、適用しない。

（政令への委任）

第十三條 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行前に出入国管理令第五十一條の規定による退去強制令書の発付を受けた外国人で、この法律の施行の際当該退去強制令書を執行されていないものについては、第五條第二項の規定は、適用しない。

（外国人登録法の一部改正）

3 外国人登録法の一部を次のように改正する。
第四條第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第十四号中「出入国管理令」の下に「及び政治亡命者保護法（昭和五十一年法律第...号）」を、同項第十五号中「出入国管理令」の下に「及び政治亡命者保護法」を加える。
第十四條第二項中「出入国管理令」の下に「又は政治亡命者保護法」を加える。